

〔論説〕

## 安全保障理論の転換から見る沖縄と日本

——閉じられた問いから開かれた思考へ——<sup>(1)</sup>

遠藤 誠 治

### 一 はじめに

現代の日本で国際政治を学ぶ者にとって、沖縄がかかえる安全保障問題は、何重もの意味において難題である。それは、沖縄が米軍のアジア太平洋戦略における「要石」と位置づけられ、当地における米軍基地が不可欠とされているからだけではない。むしろ、日本の中央政府および日本の本土の人々が採用してきた安全保障政策が抱え込む矛盾が、沖縄において集中的に表現されているからである。

第一に、日本の安全保障政策の基軸をなす日米安保条約と、それが安定的に機能するために必要とされている米軍基地の存在とそれに由来する様々な問題のために、沖縄の人々の日常生活における安全が脅かされており、その状態は構造化されて強固に存続してきた。それにもかかわらず、本土の政府や人々は、沖縄に過重な負担を強いる構造の転換に真剣に取り組んできたとは言いがたい。しばしば語られるように、全国の国土面積の0.6%しかない沖縄に米軍基

地の75%が集中しており、沖縄本島に限って言えば、その面積の約18.3%が米軍基地によって占められている<sup>(2)</sup>。そして基地の存在にともなう騒音、航空機・訓練・米軍車両による事故の危険性、環境汚染、健康被害、米兵による犯罪、犯罪者が日本の適切な法的手続きを経て裁かれない場合が多いことなど、沖縄の人々の生活の安全と基本的人権に対する侵害は計り知れない。

第二に、東アジア地域における勢力配置の変動が従来からの日本の安全保障政策の持続性に対する大きな挑戦となっているにもかかわらず、それへの代替策の探求も十分には行われていない。中国の政治経済的な力の拡大や軍事的能力の向上と、米国の相対的衰退や予算上の制約による軍事費の大幅削減が示唆するように、米国がもつ圧倒的な軍事的能力によって日本の安全を確保するという方法の長期的信頼性に関する懸念は小さくはない。しかし、当面、日米安保を基軸として日本の安全を確保していくという方法以外に、日本の安全を確保するための方策は政策レベルでは具体的な形で検討されていない。むしろ、長期的懸念はあるにしても、現在手にしている安定した方法としての日米安保の信頼性を高める以外の方法はない、したがって、日本自身が自助努力によりそのための方策を積極的に展開するというのが現在の日本政府の考え方である。しかし、それが沖縄にとって意味するのは、既に大きな負担を負っている現状の固定化か、あるいはさらなる在沖米軍基地の新設強化や在沖自衛隊の能力向上、つまり、沖縄の負担の拡大である。

第三に、日本・沖縄を含む東アジア地域では、多様な歴史的文脈が錯綜して存在しており、そうした多様な歴史的文脈に基づく地域秩序の論理やイメージが併存している。より具体的にいえば、近代的な国家体系が東アジアにおいて定着する以前の伝統的な地域秩序のイメージ、無政府的な近代主権国家体系の論理、植民地主義的な支配構造の論

理、米中パワー・トランジションのイメージ、グローバルゼーションやトランスナショナル化の論理などが存在している。そして、多様な政治主体が異なる秩序イメージの上に自らの目標を追求しようとしている。当然ながら、日本の中央政府や米国政府が追求しようとしている目的に即した現実こそが多様な現実の中でも支配的な現実イメージである。このイメージにおいては、ウェストファリア型の秩序観を基礎にして現実を理解し、自らの行動もその論理に即して組み立てられている。しかし、そうした認識および行動は、沖縄の住民にとっては基本的には植民地主義的な論理をもってしていると理解される。他方で、後にも触れるように、沖縄県や沖縄の人々はウェストファリア型秩序イメージにおいては周辺化される自らの地位を転換し、自らがアジアの通商や交易の中心地となるような地域秩序の構築を目指してきた。

第四に、それとも関連して、国際政治に関わる多様な理論や理論が想定する行動のあり方では、沖縄の安全保障問題に対して一貫した形で解答を導くことができないという問題がある。国際政治理論が想定するウェストファリア型の秩序イメージは、国家間の対抗関係や同盟関係を基本的な行動様式として想定しているが、第一点でも指摘したように、そのような行動様式が既に沖縄の住民にとっては、安全を侵害するものと理解されている。また、沖縄の立場からみれば、日本政府の行動様式は、主権国家が本来果たすべき国民に対する安全保障の義務を果たさないのみならず、沖縄の安全よりも日米安保を優先する植民地主義的な態度と解釈される。

では、その他の理論の枠組みはどうかというと、例えば、冷戦後に様々な新しい安全保障論が出てくる中で、沖縄では、まさに人間の安全保障が確立していないと理解されてきた。沖縄の場合は国家安全保障と人間の安全保障の乖離や対立がみられる端的な例ともいえるが、では、人間の安全保障論が、沖縄における安全保障状況の改善のために

国家安全保障の論理に代わる方策を提案しうるかといわれると、それは難しいように思われる。沖縄に関していえば、人間の安全保障論は規範として存在しえても、実践の論理となるには至っていない。これは端的な例に過ぎないが、様々な国際政治理論が現実を説明したり、対応策を提示するものとして存在する中で、沖縄の安全保障問題に対して十分な解答を与えうる論理が存在しえないように思われるのである。

こうした意味で、沖縄の安全保障問題は、国際政治を学ぶ者にとって難問となっている。本稿では、そうした難問に解答を与えることはできないし、また解答を与えることを課題としているわけでもない。むしろ、本稿では、冷戦以後の安全保障論の展開をふまえることで、沖縄から見る安全保障問題がどのような構造をもっているのか、そして、その構造がどのような困難を抱えているのかをある程度明らかにすることを課題としている。言い方を変えると、日本政府や本土住民あるいは米政府や米軍が前提として追求しようとしている現実および現実の前提となる秩序イメージが、異なる目標や課題をもつ沖縄の立場から見るとどのような意味をもつものとして立ち現れるのか、ということも多少とも明らかにすることはできないか、という想定の下で議論を展開する。

その際、議論の前提とするのは、「現実」の複数性あるいは「現実」自体がもつ権力性である。丸山真男は、現実とは本来、複雑で立体的なものであり、主体的な認識作用によって構成されるものであるため、認識を媒介としない純粹に客観的な現実が存在するわけではないと指摘している。そして、「その時々々の支配権力が選択する方向性」に即した「支配層的現実」が最も現実的な現実として多くの人々の認識を拘束し、それに即さない現実を「非現実的」として排除しようとするが、そうした「支配層的現実」もまた複雑で立体的な現実のなから、自らの政治目標に即して選択されたものであると考<sup>③</sup>えている。

丸山真男のこのような現実認識の方法に則れば、眼前にある「支配層的現実」に対抗しようとする政治勢力は、それとは異なる現実認識から「現実」を組み替えていこうとしているということになるであろう。そして、「沖縄の立場から見る東アジア」という観点をとることは、「支配層的現実」に対抗する「現実」を主体的に構築する努力を可視化すること、その際に構築されようとしている現実の前提となる「秩序イメージ」を可視化することを意味すると考えられるであろう。それは、ひいては、本土の追求する安全保障とそれが前提とする東アジア秩序のイメージが沖縄が求めるものとどのような乖離やズレをもっているのかを明らかにすることを意味するであろう。

本論にはいる前に、本稿の議論と課題に関するいくつかの断り書きが必要である。まず何よりも、筆者に、沖縄の観点を正当に代表する資格があるのか、という問題がある。筆者は、国際政治理論と現実の変容の相互関係に強い関心を持ってきたが、沖縄に生まれたわけでも、沖縄で生活した経験があるわけでもない。また、沖縄が抱える問題に強い関心を払っては来たが、沖縄問題を主たる研究領域として歴史や現状について独自の分析を展開する能力を備えているわけでもない。その意味では、「沖縄」の立場を一義的に代表するような主張を展開する能力や資格を持ち合わせていない。しかし、そうした資格はなくとも、国際政治理論の変容と現実との関係を考える上で、沖縄の主張がどのような理論的含意をもっているのかということについては、議論することはできると考えている。

第二に、本稿では、現実の複数性や支配性を前提として議論を展開するが、そのように考える場合、実際には現実は無限に複数的である。例えば、日本政府の内部にも認識・利益・政治的指向性が異なる人々や視点が存在しており、本土の住民の中にも多様な立場がある。同じことは米国政府、米軍内部に関しても妥当している。さらに、沖縄の内部にも、多様な政治的立場や経済的利益が存在している。さらに、沖縄県の中にも、本島だけではなく、多様な地域

別の利害・認識が存在している。そうした多様性が存在していることを前提としつつも、一般化を避けて通ることはできない。そして議論の展開上、日本政府、本土の住民、沖縄あるいは沖縄の住民、米軍の間の対比や対立が強調されることになるが、そうした政治勢力の内部にも実際には、多様性や対立の契機があることは前提としている。いずれにしても、ある政治的立場に関する一般化を行う際には、理論的議論を展開する筆者の権力的な立場が表現されることになるが、認識の多様性を可能な限りくみ上げた議論を展開するよう試みるつもりである。

第三に、本稿では、歴史的に論争的な諸問題を数多く取り上げざるをえないが、個々の問題に関する詳細な検討を行う余裕がない。とりわけ沖縄がおかれていた地域秩序の論理転換やそれがもつ含意については本来ならば緻密な検討が必要であるが、本稿では、歴史的な変動を図式的に示すにとどまる。

以下、次節では、主として冷戦後の安全保障論の展開を振り返りつつ、国家安全保障の観点が強調されてきた安全保障に関する理解が大きく転換していることを紹介しつつ、それが沖縄から見ると安全保障の問題構造に対してもつ含意を検討する。ここでの目的は理論の転換そのものではなく、理論の転換によって、沖縄の安全保障問題に関してこれまで閉じられてきた、あるいは不可視化されていた問題が可視化されるようになったことを明らかにすることにある。続く第三節では、日本政府や本土の国民が支持する安全保障の方法が、沖縄からはどのように見えていたのか、そして、現状では、それがどのように理解されるようになっていたのか、ということを議論する。最終節では、それまでの議論を承けて、沖縄が主体的に展開しようとしている安全保障を実現するための秩序イメージと、その実現を困難とさせている現状について検討する。

## 二 安全保障の概念の拡大と深化——沖縄への含意

本節では、冷戦後の安全保障研究に現れた安全保障概念と安全保障研究へのアプローチの変容を、沖縄における安全保障問題との関連でスケッチする。安全保障問題へのアプローチの変容は非常に幅広い分野に及んでいるが、本節では先行研究の広範なサーベイというよりは、沖縄の問題を考える上でヒントを与えてくれるような概念的革新に焦点をおいて議論する。

### (1) 軍事安全保障問題の脱中心化

冷戦後の20年間に、安全保障の概念は拡大と多様化を遂げた。その変化を一言で言い表すならば、安全保障に関する国家中心的観点から人間中心的な観点への移行と特徴づけられるであろう。端的な例は、人間の安全保障に注目する研究の広がりであるが、安全保障に関するアプローチには、それにとどまらない拡大と深化を経験しつつある。<sup>4)</sup>

具体的にいえば、米国における戦略研究 (strategic studies) とは異なる形で展開してきたイギリスの安全保障研究では、極めて多様な研究アプローチが提唱され、百花繚乱の様相を呈している。例えば、『現代安全保障研究 (Contemporary Security Studies)』という教科書には、従来からあったリアリズム、リベラリズム、コンストラクティヴィズム、平和研究のみならず、批判的安全保障研究 (critical security studies)、ジェンダー論から見た安全保障研究、人間の安全保障、コペンハーゲン学派による安全保障問題化 (securitization) 論、歴史的唯物論などが、安全保障問題へのアプローチとして掲げられている。また、安全保障の概念としては、伝統的安全保障あるいは軍事的安全保障の問題はもちろん扱われているが、その比重は非常に小さく、体制の安全保障 (regime security)、社会

的安全保障 (societal security)、環境安全保障、経済的安全保障、グローバル化・開発・安全保障など、他の安全保障概念と並列されているに過ぎない。<sup>5)</sup> さらに、これ以外にも、冷戦期から提唱された共通の安全保障、協調的安全保障論、国際安全保障論などのように、安全保障概念の再構成を目指した議論があったことを考えると、国家間の潜在的・顕在的敵対関係を前提として、自国の安全を確保することを課題とする伝統的な国家安全保障アプローチは、安全保障に関する議論において、より広範な問題群の一部分として扱われるに過ぎなくなっている。<sup>6)</sup>

## (2) 安全保障概念の変遷と国家安全保障概念の歴史的位置づけ

安全保障概念の拡大と深化がもつ意味を理解するために、従来の国家安全保障概念について検討してみよう。従来の議論では、安全保障とは、潜在的・顕在的に敵対する他国の軍事力に由来する脅威に対して、国土の統一性と国民の安全および国家的価値を、主として軍事的な手段によって実現することを意味していると考えられてきた。その際、無政府状態にある国際関係においては、国家の生存・存続こそが最大の価値であり、各国家はそのために自助に訴えるしかないという想定が動かし難い前提として存在してきた。そして、国家の安全なくして国民の安全はないがゆえに、国家の安全と国民の安全は同一視可能であり、安全の確保なくして経済的繁栄や文化的価値創造などはありえないがゆえに、安全保障は国家が追求すべき最重要価値とされてきた。さらに、国際政治体系は自助の体系であるがゆえに、安全保障を追求する際には軍事的な手段の保有や行使が不可避となると考えられてきた。こうして、国家の安全、国土の統一、国民の安全は一体化しており、他の価値に優先すると考えられてきた。しかも、そうした意味の安全の確保は、近代の政治思想においては国家理性として、モーゲンソー的な現実主義の理論においては国益 (national interest) として、政治家にとっての義務と位置づけられてきた。つまり、国家安全保障は、倫理的な義務と

して規範的な意味を与えられ、政策的な指針として機能してきたといえるだろう。<sup>7)</sup>

こうした理解は、現実主義の国際政治理論においては一般的だが、実際には、安全保障の概念は、当初からこのような意味内容をもっていたわけではない。この点に関して、批判的な安全保障研究を指向するマクスウィーニー (Bill McSweeney) は、研究史の観点から興味深い議論を展開している。<sup>8)</sup> よく知られているように、「安全保障 (security)」は、もともと「〜がない」という意味の接頭辞 % と「不安 (cura)」が結びついて作られた「心配事がない」「不安がない」(careless) 状態を表す言葉であった。マクスウィーニーによれば、この言葉は、語源学的には個人の心理状態を表現したものであり、自らを取り巻く世界に関する客観的な知の所有を通じて予測可能性を高め不安を取り除くことで対応できるという考え方とつながっていた。その際、安全保障は、個人の自由・秩序・連帯などの価値と重なりあう部分をもつ概念ととらえられていた。しかし、18世紀の終わり頃には、軍事的手段や外交的手段を用いて達成する国家の状態という意味をもつようになった。彼は、そのような転換を、国際関係における国家を国内社会における個人との類比でとらえる国内類推を背景としつつ、社会契約論の思考方法が成立したと関連があると指摘している。それでもなお、目的とされているのは個人の安全であり、国家は個人の安全の道具と位置づけられていた。安全保障概念が、現在の用法と類似の意味で用いられるようになった戦間期に至っても、その位置づけは変わらなかった。また、戦間期において、安全保障は、他の価値と相並ぶ価値の一つととらえられており、軍事的手段以外の手段も含むものと理解されていたという。つまり、国家安全保障は、それ自体が目的とは考えられておらず、ましてや他の価値に優先する絶対的な価値とはとらえられていなかったし、それを達成する手段も軍事的なものに限定されていたわけではなかったのである。

第二次世界大戦後、国防あるいは防衛 (defense) から安全保障 (security) への転換が進んだのは、国防という言葉が表現する一国の領土の軍事的防衛という意味内容では、第二次世界大戦の終了から冷戦への移行において出てきた、守るべき対象として領土以外の価値を含み、地理的にも狭義の自国領土を越えた領域の安全を確保するという課題に十分対応できないことに由来していた。<sup>⑩</sup>ただし、そのような用法が広がった第二次世界大戦後の安全保障概念も、当初は戦間期の理解の延長上に、国防よりも幅広く多様な価値を包含し、軍事的手段以外のものも含むととらえられていた。例えば、柔軟な現実主義者と位置づけられているA. ウルファース (Arnold Wolfers) によれば、一九五二年に、安全保障は、例えば個人の自由のような究極的価値のための手段として位置づけられるべきものであり、その重要性は他の価値との比較を通じて行われる価値選択によって決定されるべきであると論じていた。また、従前の安全保障概念は、国際社会全体の安全や個人の安全を考慮対象としていたのに対して、近年では他国の犠牲の下でも自国の安全を追求するという考え方に転換しつつあることを批判的に指摘し、国益概念と安全保障概念、軍事的手段と安全保障概念との結びつきを必然的なものとはせず、安全保障概念そのもののはらむ曖昧さを批判的に理解していたのである。<sup>⑪</sup>

マクスウィーニーによれば、こうした状況から国家安全保障の価値的優越が確立していくのは、一九五〇年代半ばである。「安全保障研究の黄金時代」とも呼ばれているこの時期は、冷戦絶頂期でもあり、安全保障研究において、現実主義的政治学が支配的な地位を占めるようになった。それによって、安全保障の概念と国益や国家理性が結合し、国家安全保障が至高の価値としての地位を得るとともに、使用される手段についても軍事力の要素が突出するようになった。その後、方法的に実証主義が優勢となり、ゲーム理論などが活用されるようになったなどの変化はあるが、

現実主義政治学のインパクトはいまだに安全保障研究に深く刻まれたままである。

このようにマクスウィーニーによれば、現実主義や新現実主義を基礎にする安全保障研究が主張するのは異なり、安全保障をより多元的なものとして理解し、それを達成する手段についても軍事力のみには偏重するのではないという思考方法の方が、現実主義のアプローチに先行していたのであり、一九九〇年代以後に進んだ安全保障概念の多様化は、それ自体としては新しい現象ではなく、むしろ原点回帰的な変化だということになる。

### (3) 安全保障概念の内部構造の透明化

これまでの議論が示唆するのは、一九九〇年代以後に進んだ安全保障概念の拡大と深化の過程では、現実主義の影響の下で、安全保障が国家という目的や軍事的な手段と結びつくことが当然視されたことで問われなくなっていた安全保障概念の構造が、改めて問われるべき問題点と考えられるようになったということである。言い換えると、安全保障を論ずる際に、それ自体が目的と化していた国家安全保障のために、脅威の源たる他国の持つ軍事力に、軍事的な手段を用いて対応する必要があるという定式化が自明のものではなくなった。そして、安全保障の目的や守るべき価値、安全を保障すべき対象 (referent object)、それに対する脅威の源泉、安全保障政策の遂行主体、安全保障を追求する際の手段などが、一義的に国家に還元されるのではなく、それぞれ多様な解答がありうる問いとして提示されるようになったのである。

その際、何よりも、国家の安全と国民あるいは市民としての安全は、重複する場合もあるがずれが生ずる場合もあるということが明確に自覚されるようになった。そのみならず、国家による安全保障の追求が国民の安全を侵害する場合もありえるという論理が安全保障の分析の中に組み込まれるようになった<sup>1)</sup>。そして、人間の安全保障論や保護

する責任論においては、安全保障の主目的となるのは国民あるいは市民の生活上の安全の確保であり、国家という枠組みはそのための手段であるという視点が明示されるようになった。つまり、安全保障政策における目的と手段、守られるべき価値の優先順位について、従来とは異なる考え方が示されるようになったのである。<sup>17)</sup>

また、従来は、国家こそが安全を保障すべき対象であったがゆえに安全保障といえは国家安全保障を意味していたが、国家という枠組みや単位で安全保障を構想しない議論も登場するようになった。例えば、国際安全保障という言葉が用いられる場合、一国家の安全のみを追求するのではなく複数の国家からなる国際社会全体の安全を目的とすることになる。一九七〇年代から八〇年代にかけて、ブランド委員会、パルメ委員会、ブルントラント委員会などが、多少の変化はあるとはいえ、基本的には「共通の安全保障」概念を基礎とする安全保障構想を提示したのは、安全は共有されているのであり、もはや国家単位で安全を確保することはできないということを示そうとした先駆けと位置づけることができる。<sup>18)</sup>

また脅威の源に関しても、他国の軍事力以外にも、極めて多様な要素が取り上げられるようになった。感染症や気候変動などを安全保障上の問題と理解する場合、極端にいえば、人間の社会経済的な活動自体が脅威の源泉であり、自らの外部にいる特定の敵を名指すことはできず、人間が全体として自己の活動を制御しない限り安全を確保することができない。そうだとすると、安全を確保する手段としてもはや軍事力が有効ではないことは自明となる。<sup>19)</sup>

こうして冷戦後に現れた安全保障に関する新しいアプローチにおいては、従来の国家安全保障の思考体系への多様なチャレンジが行われている。ただし、それをどのように評価するのかについては多様な見解がありえる。新しい安全保障論を提唱する立場から見れば、人間・人類・ジェンダー・少数民族など多様な安全保障の対象 (referent

object) の生存に関わる議論を展開するために、新しい価値体系や思考様式が必要である。他方で、従来の国家安全保障論の重要性を固守しようとする立場からみれば、新しいアプローチは安全保障概念の中核価値を見失った拡散に過ぎない。実際、新しいとされるアプローチは、それが中核におく価値が重要であるということを強調するために、安全保障という言葉を用いているに過ぎないという見方も可能である。

安全保障概念の変容がもつ意味や意義の解釈は他の多様な論点を導くが、ここでは沖縄の安全保障を考える上で浮かび上がる三点だけを指摘しておきたい。第一に、安全保障に関する論理の転換は、沖縄の安全を考える際には大きな意義をもっていることを確認しておきたい。特に、国家安全保障が疑わざる前提であり、安全保障の主体、対象、手段のいずれも自明ではなく、それぞれに関する根本的再検討が必要であると考えられるようになったこと、さらには、人間を守ることが目的であり、国家はその手段であるという考え方が定着しつつあることは、沖縄における安全保障問題がはらむ多くの矛盾や対立を可視化する上で大きな意義をもってしている。その際の原点となっているのが、沖縄における地上戦の経験である。日本には沖縄を除いて市民生活が行われている場における地上戦の経験がほとんどない。その際の凄惨な体験を通じて、多くの沖縄の人々が学んだことは、沖縄に来た日本軍は本土への攻撃を遅らせることを課題としていたのであり、住民の保護のために存在していたのではないということであった。そして住民が軍隊の戦いにとっての阻害要因となると考えられる場合には、自国の軍隊が住民にとっての脅威の源になるということであった。冷戦後の安全保障論の展開は、戦後の沖縄における安全保障観の基礎になっているこの経験に對して知的な基礎を提供するはずである。

第二に、パルメ委員会の提案に端的に示されているように、安全保障概念の転換は、地域秩序の論理転換とセット

となる場合に有効性を獲得するように思われる。逆にいえば、安全保障の主体・対象・手段に関する斬新な概念転換を行おうとしても、地域秩序の論理が従前のままであれば、新たな概念は有効性を発揮しえないことである。次節で検討するように、沖繩には独自の安全保障構想は存在するが、地域秩序の支配的な原理を転換するだけの力をもつてはいない。沖繩戦・米軍政・復帰後の経験を通じて蓄積された知を基礎にして、主体的な安全保障の実現を図ろうとしても、支配的な現実の力が大きすぎて、十分有効な方策を打ち出すことができない。しかし、安全保障概念の転換のためには、地域秩序の論理の転換が必要である、という思考様式は既に沖繩における議論に組み込まれているように思われる。

第三に、残念ながら、日本においてはこうした安全保障概念の転換は十分に咀嚼されていないのみならず、紹介すら十分にされていない<sup>15)</sup>。それには、日本政府が自国の安全の確保に関しては、日米安保によりかかり独自の構想を持たなかったこと、人間の安全保障を積極的に推進しようとした際にも、それは自国の安全保障のためというよりはもっぱら他国の安全のための「国際貢献」として位置づけられていたことなどが影響を与えているだろう。しかし、実際には、東日本大震災の経験などから学ばれているように、人間の安全保障は、他国のためのものではなく、自国の国民の安全を確保するための政策として位置づけられねばならない必要があるように思われる。広範な議論に基づいてそのような再定義を進めることで、沖繩における人間の非安全状況が対処されるべき問題として認識される状況が生まれるかもしれない。

### 三 沖縄からみる日本の安全保障政策

本節では、沖縄が日本政府や本土の関係で置かれていた歴史的な地位の変容をどのように位置づけていたかを概観する。明治期以後の東アジアでは地域秩序の論理が転換していくが、その際には近代主権国家体系の論理と伝統的な地域秩序の論理がせめぎ合った。また、アジア太平洋戦争期に日本政府との関係で沖縄が置かれた立場、あるいは、戦後日本政府が独立を回復するプロセスでの沖縄の扱い、そして継続した米軍政、沖縄の「本土復帰」の意味づけ、そして復帰後の米軍基地問題の扱いなど、取り上げるべき転換点や論点の数は非常に多い。詳細な議論を展開する余裕はないので、単純化された図式的議論とならざるをえない。

よく知られているように、明治以前の沖縄には琉球王国があった。琉球王国は、薩摩藩による支配下に置かれていたが、清朝とも冊封関係を結んでおり、独自の祭祀の体系をもつ王国であった。当時の東アジア地域には依然として主権国家体系の論理は及んでおらず、主権国家体系以前には可能であった日清両属の下で、琉球王国は自律性を確保していた。この際にもついていた地域秩序のイメージが、現在の沖縄の人々が自らの自律性を回復する際の基礎となっているように思われる。<sup>16)</sup>

しかし、主権国家体系への適応を進めていた明治政府は、琉球王国を解体し、日本領に併合した。一般的には「琉球処分」といわれるが、実質的には王朝の廃止・伝統的祭祀大系の解体・琉球語の禁止・皇民化などを含む植民地支配の開始を意味していた。そして、皇民化教育によって育った人々の中には日本と天皇のために強い忠誠心を持って戦う人々が数多くいたにもかかわらず、アジア太平洋戦争の沖縄戦においては、日本陸軍は、沖縄住民の安全を守る

ことを目的とはせず、本土決戦を遅らせるための「捨て石」として沖縄を利用しようとした。その間に、当然、米軍の攻撃による死者や負傷者が多数出たが、日本軍による殺害や強いられた集団自死なども数多かった。そのことが、沖縄の人々の安全保障観に強い影響を今なお与えている。すなわち、自国の軍隊といえども、軍隊は住民を護るのではなく、軍独自の論理と利益にそって行動するのであり、軍隊自体が住民の脅威となりうるという教訓である。<sup>17)</sup>

さらに、日本本土が米軍による間接統治をうけている間、沖縄では米軍政がしかれることになった。その間、沖縄を長期にわたって米軍が統治することを希望するという趣旨の天皇のメッセージがあった。日本本土で進められた憲法改正のプロセスにおいては、憲法九条と天皇制の存続はパッケージととらえられており、さらに、日本自身の非武装化と米軍による沖縄の長期保有はパッケージととらえられていた。<sup>18)</sup> 言い換えると、戦争責任を負うべき天皇を免責すること、日本が米国や周辺諸国にとって脅威とならないことを保障する平和憲法とは一体のものにとらえられていた。他方、米軍がアジア地域における安全保障秩序を管理し前方展開能力を保持するためには、日本本土と沖縄への駐留が必要と考えられていたが、実際には沖縄への米軍の集中的で長期的な配備によって日本本土の米軍基地を軽減することは可能である、という論理構成となっていた。

他方、日本本土では、反基地闘争が盛り上がり、それに応ずる形で米軍は在日米軍の沖縄への移駐を進めた。その結果、本土では反基地の運動は下火となったが、沖縄では基地機能の強化が進められた。現在問題の焦点となっている海兵隊も、本土から沖縄に移駐したものである。その際、軍政下の沖縄では、所有権をはじめとする基本的人権が認められず、いわゆる銃剣とブルドーザーによって土地は強制収容された。

つまり、日本国憲法の基本的人権や平和主義は、基本的人権や平和主義の実現が体系的に阻止されている沖縄に巨

大な負担を集中させることによって可能になったという側面がある。<sup>19)</sup>そして、サンフランシスコ講和条約と日米安保条約をセットとして受容することで、日本本土は、沖縄を切り離して主権を回復した。戦後初期の日本の安全保障はこうした論理構造をもっていったが、日本本土では、右派も左派も、東アジア地域の中で日本の安全保障に関する自力の構想を実現するよりは、米国が設定した枠組みの中で、日本本土では、実戦をとまわず、基地被害も少ない冷戦体制の下での安定や経済的繁栄を享受した。確かに、安保改訂に関わる反対運動など、その後も日本本土では、憲法そのものあるいは憲法九条の平和主義を守る民衆運動が展開したことは確かだが、憲法それ自体が沖縄の負担の下で実効性を確保されているという意識は、きわめて希薄であった。

他方で、ベトナム戦争の出撃基地として沖縄米軍基地が使用されたために、沖縄は冷戦というよりも熱戦の当事者としてアジアの紛争に巻き込まれていった。そうした文脈で転換点となる可能性をもっていたのが、沖縄施政権の日本への移譲である。沖縄では、これまで素描したような経緯があるために「本土復帰」そのものを否定する議論も存在していたが、沖縄の多くの人々が求めていたのは、「本土復帰」であった。その際、本土復帰の論理を支えていたのは、基本的には日本国憲法が保障する基本的人権の保護下に入りたいという欲求であり、それと同時に、沖縄にも憲法の平和主義が実現することへの期待であった。沖縄では、「本土復帰」の意味や意義が熱心に議論の対象となっていたが、日本政府が問題にしたのは、主権的支配の回復であり、そのために沖縄に配備されている核兵器を撤去する「核抜き本土並み」を実現することであって、大幅な基地の削減や東アジアにおける緊張緩和プロセスの開始など、平和主義を実現するための国際環境作りへの関心はほとんどなかった。<sup>20)</sup>そして実現した「本土復帰」の「核抜き本土並み」は核兵器の再持ち込みを許容するものであった。

復帰後の沖縄に対して日本政府が採用したのは、基地負担の軽減や撤去を米国に対して積極的に働きかけていくことではなく、いわば経済開発の論理によって沖縄の不満を慰撫するという方法であった。言い換えると、戦後一貫して採用されてきた日米安保の論理を堅持し、そのための負担を過度に沖縄に負わせるという基本構造を維持しつつ、それへの不満を経済的利益の供与によって相殺しようという方法である。沖縄の中にこの方法に積極的に関与していった人は少なくなかった。

しかし、こうした利権による統治に納得しない人々も少なくなかった。彼らが復帰後求めていったのは、直接的には基地の返還・撤去、負担軽減であり、日米地位協定の改定であったが、そこにも、人権の実現を求める論理が流れている。その際、興味深いのは、こうした要求は、沖縄に対しても本土と同じく憲法が保障している人権と平和主義の論理を適用すべきであるという立憲主義の論理に根ざしていたという点である。それは同時に、日本政府に対して、日米地位協定に代表されているような米軍による治外法権的植民地構造の転換を求めるといふ、いわば主権の回復の論理でもあった。<sup>①</sup>それは「本土復帰」は本土の立憲主義への復帰であったはずであるにもかかわらず、日本政府と本土の住民は、人権回復のための主権回復という沖縄の切実な論理に耳を傾けず、米国に従属したままの安全保障体制を維持しようとしていることへの苛立ちの表現でもあったが、日本政府と本土住民が、主権国家体系の論理に則って日米安保条約を維持しているという法理に満足しているのに対して、沖縄の人々は、その法理には主権の実質がともなっていないという批判を展開してきたということになる。

日本が積極的な努力をしないままに、冷戦が終結すると、日米安保の存在を正当化する最大の要因であったソ連の脅威が大幅に軽減した。そして、実際、一九九〇年代の前半、とりわけ細川内閣期には、東アジアの地域安全保障

の枠組みを形成しようという試みもなされたが、一九九〇年代の後半に入ると、「日米安保の再定義」を通じて従前の構造が維持されるのみならず、日米安保のグローバルな機能が強調されるようになった。

他方、一九九五年に米兵による少女暴行事件が起こると、沖縄の人々の怒りは以前にも増して大きくなり、対応を迫られた日米政府は、普天間基地の返還を公約するが、「返還」の論理は「移設」の論理にすり替わり、日本政府は以前からの開発主義の論理によって、普天間基地の辺野古への移設（実際には新設）を行おうとした。地元および沖縄県内からの反対の声は強く、現在の沖縄では、全市町村議会の決議、二〇一四年十一月の県知事選挙、同年12月の衆議院議員選挙等を通じて、「オール沖縄」の態勢で反対を継続している。他方で、日本政府は辺野古への移設を唯一の解決策とする姿勢を変えないのみならず、基地の建設を強行しようとしている。

但し、迷走が続いている間に問題の構図に変化が生じつつあることには着目しておく必要があるだろう。鳩山政権成立時に、普天間基地の移設先は「最低でも県外」という公約があり、沖縄の人々の民主党政権への期待は大いに高まった。結果的には、その期待は裏切られ、鳩山首相は退陣し、民主党政権への信頼は地に落ちたが、この間、沖縄の全市町村議会で普天間基地の県内移設反対が決議された。つまり、沖縄では民意が非常に強く明確な形で表現されたのである。その民意の表現をどう理解するのかわかることをめぐって、指摘しておくべき問題がいくつかある。

第一に、沖縄では、基地と安全保障問題に関して、日本政府が唱える「支配層的現実」に対抗する現実の確認作業が地道に続けられてきた。まずは、自民党政権であれ民主党政権であれ、沖縄の米軍基地は日本の安全保障にとって不可欠であり、何よりも米軍の抑止力を維持するために不可欠である、という論理を採用している。それに対して、沖縄では基地の実態に基づいて、抑止力の論理がきわめて曖昧なものであることが指摘されてきた。例えば、アフガ

ン戦争、イラク戦争中に海兵隊は各地に派遣され、沖縄には戦闘部隊がほとんど残っていない状態が続いていたが、その間、日本政府も米国政府も、抑止力が手薄になっているということを問題視はしなかった。また、海兵隊基地を沖縄に置いておくことは、安全保障政策上不可欠であるという論理についても、米軍や米国政府内部では、戦略的には沖縄に基地を置く必然性はなく、日本の他地域あるいは、グアムでも対応可能であるとの姿勢であることを、沖縄のメディアや知識人は繰り返し強く報道してきたし、民主党政権末期に防衛大臣を務めた森本敏も海兵隊基地は日本西部に存在すれば機能を果たしうるのであり、その基地が沖縄に存在しているのは軍事的要請によるものではなく、政治的理由によると説明している<sup>22</sup>。

第二に、基地問題と開発主義を連携させる日本政府の「支配層的現表」に対抗して、中央政府に依存した経済開発主義から距離を置こうとする動きが顕著である。例えば、本土では、沖縄経済は基地に依存しており、基地がなくなると成り行かなくなるという理解が支配的である。しかし、基地が実際には不効率で非生産的であり、跡地利用を積極的に展開することで雇用面でも産出面でも多大な利益を創出しようということを事例に基づいて実証する試みが丹念になされてきた。そして、基地をかかえる自治体の中には跡地利用計画を具体的な形で作成するところが増えてきた。さらに、基地受け入れと引き替えに日本政府が提供してきた補助金や公共事業費が、実際には、沖縄経済の改善には役に立たず、むしろ、補助金から自律した自治体運営を目指すべきであるという方向性が指向されてきた。実際、小泉政権期以後、公共事業の大幅削減などのため、沖縄振興開発事業費や米軍再編交付金への依存は縮小する傾向にある<sup>23</sup>。こうして、日本政府が依然として依拠する開発主義を拒否するとともに、経済的な自立を指向することで、自立に基づく非軍事経済の実績作りが行われつつある。

第三に、日本の立憲主義や本土の平和主義に対する幻滅が広がっている。先に論じたように、沖縄では普天間基地代替施設の受け入れ拒否を非常に強く明確な形で提示しているにもかかわらず、日本政府の辺野古移設の方針に揺らぎがない。国内他県の代替施設に関しては、受け入れを可とする地域がないため、移設は不可能であるというのが日本政府の論理だが、受け入れを可としないという意味では沖縄も同列である。あるいは類似の迷惑施設ともいえる原発に関しては、基本的には住民投票で受け入れが不可とされたのに、設置が強行された例はない。それにもかかわらず、沖縄では、受け入れ拒否を明確にしても、日本政府は方針を転換しようとしめない。さらに、もしも、日米安全保障条約が日本の安全保障に不可欠であり、それにとまなう米軍基地の国内設置が不可欠だと、日本国民が全体として考えているのならば、その設置場所について全国的に議論すべきであるのに、本土では、そうした議論はわき起こらず、もっぱら沖縄の問題としてのみとらえている。こうして、日本政府および本土の多数派の論理は、沖縄だけを差別的に取り扱うものと、沖縄からは見えている。実際、二〇〇〇年代後半以後、それまでは使うことがためらわれていた「差別」という言葉でしか現実を表しえないという認識が広がっている。さらには、そもそも、「本土復帰」したこと自体に誤りがあったのであり、エスニックな集団としての「琉球民族」による自決が必要であるとする論理もあらわれ、静かに支持が広がりつつあるようである。

このように沖縄においては、戦前・戦中の経験を基礎にして、復帰後も、日本政府や本土の多数派が押しつけてくる「支配層的現実」に対する抵抗が粘り強く展開されてきた。それを支える論理も明解である。それに対して、平和主義者や憲法九条擁護派も含めた本土の民意は、沖縄の人々がかかえる日常的な「安全保障問題」に関してあまりにも鈍感であると感じられているし、日本政府や本土の人々は、沖縄に対する差別構造を維持しようとしていると感じ

られている。その延長上に、沖縄では、自立の論理が追求されてきたが、中には、日本国内での自立という範囲を超えて独立を指向する人々も現れてきた。独立論が依拠しようとしている地域秩序像は、依然として明解ではないが、主権国家日本の立憲主義への根本的幻滅があるということは確認しておく必要があるだろう。

#### 四 東アジア地域秩序と沖縄の安全保障

前節までで、近代以後の日本政府の沖縄に対する姿勢や、日本の安全保障構想は、現在では沖縄に対する体系的な差別の構造をなしていると受け止められていることを論じてきた。それは、恐らく認識の相違ではない。むしろ沖縄の側からは日本政府、本土住民、あるいは米軍の意向などは明確に見えており、そうした政治勢力による現実認識が沖縄に対する体系的差別を構造化させていることをふまえた上で、沖縄としては、そうした現実認識を拒否するという主体的な姿勢をとることが示されているのである。

そして、21世紀の沖縄では、沖縄の経済的自立や繁栄のための構想としては、グローバルイノベーションやトランスナショナル化を積極的に活用することが指向されてきた。沖縄は全体として国境海域に存在しており、中央政府の観点から見れば辺境に過ぎないが、それは観点を変えれば、他国や他の地域とのインターフェースとなることで、自らの中心性を回復することができる。その自立と繁栄の構想は、まさに琉球王朝が近代的な意味の国境線と関係なく通商交易を展開していた地域秩序像を背景にしている。そして、実際、中国や東南アジアの市場に対する輸出品の開発、これらの地域からの観光客の積極的な受け入れ、さらに、那覇空港を日本と中国・東南アジアとの間の物流ハブにするといった構想としてそうした地域秩序の実質を実現する努力が展開されている。いわば、主権国家による縛りを緩

和し、国境の壁を低下させることによって自らの地位の改善を模索するという地域秩序・安全保障政策である。

東アジアの国際関係が安定的であれば、このような構想が実現する可能性は大きいであろう。主権国家体系を管理する首都の視点が相対化され、地方や辺境の独自行動の余地が広がる。そして、ウェストファリア以前の秩序イメージを21世紀の文脈で活用して、自律性の回復や安全保障のための政策とすることは、グローバルにみればきわめて理にかなっている。第二節で検討したように、地域秩序イメージの転換と安全保障観の転換が論理的に支え合う関係にあるということもできるかもしれない。

しかし、21世紀の東アジアでは、国家間関係自体がかなり強い政治的緊張をはらんでいる。特に、巨大化する中国が地域全体にとって何を意味するのか、どのような地域秩序を構想しようとしているのか、それが既存の秩序像と整合的なものであるのかといった見通しのきかない問題に直面せざるをえないのが実情である。<sup>24</sup>

現状では尖閣問題に関する日中間の緊張が突出しているために、冷静な判断が阻害されている可能性もあるが、従来の国際関係理論の常識において積み重ねられてきた論理が日中間で適用可能であるのかどうかも正確には分からない。例えば、国境をこえた相互交流の蓄積、とりわけ経済的な相互依存の蓄積は、やがては国家間の相互利益構造の創出と相互信頼関係を生み出し、紛争が暴力化することを防ぐという考え方は、日中関係においては妥当なのかどうか明らかではない。また、国家間の政治的緊張関係が高い場合でも、それを補完するような市民社会間のトランスナショナルな交流を徐々に蓄積することで、国家間関係の緊張緩和や信頼醸成が可能になるという想定も、日中間に妥当するかどうかは自明ではない。政治権力から自立した市民社会が中国に存在しているとはいえないからである。他方で、主権国家体系の論理を緩和してトランスナショナルな連携を強めるという方法が、中国から見ると冊封体制

のイメージにそった行動として解釈される可能性を排除することもできないであろう。つまり、中国が強大になったために、「西洋の衝撃」以前のような東アジア地域秩序を形成することが可能になったのだと中国が考えないという保証はない。

現在の日中間の政治的緊張の高まりをつくった責任の一端が日本の民主党政権にあり、積極的な関係改善に乗り出すことを困難にするような状況を作り出している責任の一端が現在の日本の政権の側にあるのだとしても、中国の側にも、現在の政治的緊張関係を醸成してきた責任が全くないというわけではない。実際、尖閣問題がこうした突出した形を取っていなかったとしても、地域の大国となった中国が非常に高い伸び率で軍事力を増強し続けているということは、東アジアや世界全体にとって十分大きな懸念材料である。そして、米政府も日本政府も、中国との安定的な関係をどのように設定できるのか、という問題について十分説得力のある解答をもっていない。序論で論じたように、台頭してくる中国に対して、抑止力を保持する必要がある、それは何よりも軍事的な手段によるしかないという安全保障政策を採用する時、沖縄の安全と日本の安全が対立する現状の構図が持続することになる。<sup>25)</sup>そして、米国の力の相対的衰退という文脈の下では、その方策の長期的持続性についての懸念を払拭することは難しい。

論理的に考えれば、沖縄が自律性を拡大することと日本国の安全保障環境が改善することが両立するような安全保障政策と、それに合致した地域秩序像が必要であることは明らかである。問題となるのは、そうした政策ヴィジョンを誰がどのように描けるのかという政治主体ないしは政治的リーダーシップの問題である。その際考慮されるべきなのは、世界第二位と第三位の経済大国同士が政治的な緊張をはらんでいる現状は、世界全体にとって大きなマイナスであるということである。しかし、両国ともに大国として自国の利益追求の他に地域秩序の安定という責任を担っ

ているという感覚が希薄である。そうである限りは、依然として東アジアには地域秩序全体への配慮をする主体が必要となるのかもしれない。より具体的にいえば、米国を含んだ形での東アジアの地域秩序の転換を図ることが必要となるのかもしれない。そして、大國間協調が、政治的軍事的な緊張緩和と信頼醸成へとつながるような枠組みが必要となるだろう。そうした大國間協調の枠組みを形成する上でも、沖縄発の安全保障政策と沖縄発の地域秩序イメージが世界的な意味をもつ可能性は十分にあるのではないだろうか。<sup>(26)</sup>

注

(1) 本稿は二〇一三年10月25〜27日に朱鷺メッセ（新潟市）で開催された日本国際政治学会二〇一三年度研究大会における部会13「東アジア——紛争の構図と平和の条件」（10月27日実施）において「沖縄からのまなざしと東アジアの平和」とのタイトルで報告した論文を基に、その後の現実と理論の展開をふまえて加筆修正したものである。

当日司会の労を執られた黒田俊郎（新潟県立大学）、討論者を務められた石田淳（東京大学）、佐々木寛（新潟国際情報大学）、同じパネルで報告をされた真水康樹（新潟大学）、佐渡紀子（広島修道大学）の各氏に感謝申し上げる。また本稿の作成にあたっては、島袋純（琉球大学）教授との多様な場面における対話や議論が大いに役立った。記して感謝したい。ただし、本稿における誤りはすべて筆者の責任である。

(2) 沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍基地および自衛隊基地（統計資料）平成26年〇月」<http://www.pref.okinawa.jp/site/dhijiko/kichitai/documents/01kitinogaikyou.pdf>（二〇一五年3月31日最終確認）

(3) 丸山真男「現実」主義の陥穽』丸山真男著作集第5巻 1952—1953』（岩波書店、一九九五年）所収。

(4) 安全保障論の展開や安全保障観の転換については、遠藤乾「安全保障論の展開」、遠藤誠治「共通の安全保障は可能か——『日本の安全保障』を考える視座」いずれも遠藤誠治・遠藤乾責任編集『シリーズ日本の安全保障1 安全保障とは何か』（岩波書店、二〇一四年）所収、を参照。

(5) Allan Collins, ed., *Contemporary Security Studies, Second Edition* (Oxford: Oxford University Press, 2010). ちなみに、本書では、強制外交、インテリジェンス、大量破壊兵器、武器取引など従来から安全保障に関わることを考えられてきた争点に加

えて、テロリズム、人道的介入、エネルギー安全保障、健康と安全保障、越境的犯罪、子ども兵にそれぞれ1章が割り当てられている。しかも、その中でも最も軍事的な安全保障との関連が深いと思われるエネルギー安全保障に関してすら、むしろ、人間の安全保障や開発の問題との関連を重視した論じ方がなされている。

- (6) こうした新しいアプローチは、それぞれに独自性のある成果を生み出してきたが、決して一枚岩的に国家安全保障を相対化してきたわけではない。むしろ、相互に激しい対立もはらんでいる。例えば、コペンハーゲン学派とも深い協力関係にあり、その創始者の1人ともいえるバリー・ブザン (Barry Buzan) は、国家中心的な安全保障概念が、国家と国内の多様な主体の亀裂を覆い隠すことを指摘して、安全保障研究の概念的な革新を行ったとされている。彼は、一方において、安全保障に関する多様なアプローチに相対的に寛容で、それらを包摂するような安全保障研究を指向しつつも、最終的には国家が安全保障の主たる対象であるとともに担い手であることを根本的に批判する姿勢はとっていない。それに対して、啓蒙思想の延長上に人権と人間の解放を主要課題として安全保障論を再構成すべく、「批判的安全保障研究」を掲げて数多くの業績を生み出しているケン・ブース (Ken Booth) は、国家中心的な安全保障論に対して極めて批判的であり、コペンハーゲン学派や脱構築主義には懐疑的である。このように新しい安全保障の多様なアプローチは、多様な研究者が多様な関心から理論的・概念的革新を推進しようとしてきたものの、新しい正統派と呼べるような潮流が生まれているわけではない。Barry Buzan, Ole Waever, and Jaap de Wilde, *Security: A New Framework for Analysis* (Boulder, Colo.: Lynne Rienner, 1998), Buzan, Barry, and Leane Hansen, *The Evolution of International Security Studies* (Cambridge: Cambridge University Press, 2009). Barry Buzan, *People, States, and Fear: The National Security Problem in International Relations* (Brighton: Wheatsheaf, 1983), Bill Mosewey, *Security, Identity and Interests: A Sociology of International Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999). Ken Booth, *Theory of World Security* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007).
- (7) フリードリヒ・マイネッケ (菊盛英夫・生松敬三訳) 『近代史における国家理性の理念』(みすず書房、一九六〇年)、Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace, Fifth Edition Revised* (New York: Knopf, 1978).
- (8) 以下の叙述は、Mosewey, *op. cit.*, pp.13-44 に于ける。
- (9) アメリカにおいては、国防に代わるものとしての安全保障という思考方法は、国家安全保障評議会 (National Security Council) や中央情報局 (Central Intelligence Agency) を設立する一九四七年の国家安全保障法 (National Security Act) において制度化された。その後、冷戦下のアメリカでは、国家安全保障を基軸とする国家機構の膨張と再編成が展開してこゝこになった。その過程については、Melvyn P. Leffler, *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Admini-*

- stration, and the Cold War (Stanford: Stanford University Press, 1992) を参照。
- (10) Arnold Wolfers, "National Security as an Ambiguous Symbol," in his *Discord and Collaboration: Essays on International Politics* (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1962), pp.147-165. Originally published in *Political Science Quarterly*, Vol.LXVII, No.4, 1952.
- (11) 近年の安全保障論の革新の嚆矢となったブザンの研究がこの論点を明示的に示していた。Buzan, *op. cit.*, 1983. ただし、国家安全保障と国内に住む人間の安全との間に乖離があることは、坂本義和をはじめとする日本の平和研究においてつとに自覚されていた。例えば、坂本義和『坂本義和集 4 日本生き方』(岩波書店、二〇〇四年)を参照。
- (12) 遠藤誠治、前掲論文を参照。
- (13) The Independent Commission on International Development Issues, *North-South: A Programme for Survival* (London: Pan Books, 1980) (森治樹監訳『南と北：生存のための戦略』日本放送出版協会、一九八一年)、『The Independent Commission on Disarmament and Security Issues, *Common Security: A Programme for Disarmament* (London: Pan Books, 1982) (森治樹監訳『共通の安全保障：核軍縮への道標』日本放送出版協会、一九八二年)、『World Commission on Environment and Development, *Our Common Future* (Oxford and New York: Oxford University Press, 1987) (大来佐武郎監修・環境庁国際環境問題研究会訳『地球の未来を守るために』(福武書店、一九八七年)、また、国際安全保障に関しては、鴨武彦『国際安全保障の構想』(岩波書店、一九九〇年)を参照。
- (14) 近年では疾病・感染症を安全保障の問題ととらえる観点からの研究が拡大しているが、その嚆矢として、Mike Davis, *The Monster at Our Door: The Global Threat of Avian Flu* (New York: Holt, 2006) (柴田裕之・斉藤隆史訳『感染爆発：鳥インフルエンザの脅威』紀伊國屋書店、二〇〇六年)が刺激的な議論を展開している。
- (15) 安全保障概念の変容に着目した体系的な研究として、古関彰一『安全保障とは何か』(岩波書店、二〇一三年)がある。また、遠藤誠治・遠藤乾編集代表『シリーズ日本の安全保障』全8巻(岩波書店、二〇一四～二〇一五年)はそうした欠落を補うとともに、新しい安全保障観に基づく日本の安全のあり方を体系的に再検討する試みであり、島袋純・阿部浩己責任編集『シリーズ日本の安全保障 4 沖縄が問う日本の安全保障』(岩波書店、二〇一五年)は、そうした観点から沖縄の安全と日本の安全保障との関係を歴史と現状から問い直す試みである。
- (16) 波平恒男『近代東アジア史の中の琉球併合…中華世界秩序から植民地帝国日本へ』(岩波書店、二〇一四年)、同『沖縄がつむぐ「非武の安全保障」思想』島袋・阿部責任編集『前掲書』所収。

- (17) 参照すべき文献は非常に多いが、例えば、目取真俊『沖縄「戦後」ゼロ年』(NHK出版、二〇〇五年)。
- (18) 進藤榮一『分割された領土…もうひとつの戦後史』(岩波現代文庫、二〇〇二年)、豊下梢彦『安保条約の成立…吉田外交と天皇外交』(岩波新書、一九九六年)、同『昭和天皇・マッカーサー会見』(岩波現代文庫、二〇一一年)。
- (19) 古閑彰一『平和国家』日本の再検討』(岩波書店、二〇〇二年)。
- (20) 「本土復帰」前後の沖縄における議論については、新崎盛暉『沖縄現代史』(岩波新書、一九九六年)、同『沖縄現代史 新版』(岩波新書、二〇〇五年)。また、本土にも、当時の沖縄復帰の論理では、沖縄の人々が求める基本的な人権や憲法の平和主義を實現することはできないという批判は存在していた。例えば、坂本義和の一連の論考を参照。『坂本義和集4 日本の生き方』(岩波書店、二〇〇四年)、II 日本の生き方、一 課題としての沖縄、七八―二九頁。
- (21) 当然ながら日米地位協定は沖縄に対してだけ適用されるものではないため、論理的には、日本全体が植民地的立場に置かれているということになるが、本土では米軍による被害が広範には知られていないために、それが問題としてとらえられない。前泊博盛編『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』(創元社、二〇一三年)。
- (22) 屋良朝博『砂上の同盟…米軍再編が明かすウソ』(沖縄タイムス社、二〇〇九年)、同『誤解だらけの沖縄・米軍基地』(旬報社、二〇一二年)、大田昌秀『こんな沖縄に誰がした…普天間基地移設問題——最善・最短の解決策』(同時代社、二〇一〇年)、新外交イニシアティブ編『沖縄・東京・ワシントン発安全保障政策の新基軸』(旬報社、二〇一四年)、島袋・阿部責任編集『前掲書』などを参照。
- (23) 宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論…平和・環境・自治の島へ』(岩波書店、二〇一〇年)、島袋純『沖縄振興体制』を問う…壊された自治とその再生に向けて』(法律文化社、二〇一三年)。
- (24) リチャード C. ブッシュ(森山尚美訳・西恭之訳・解説)『日中危機はなぜ起こるのか』(柏書房、二〇一二年)。但し、アメリカでは、中国との関係を対決的なものとしないうために、信頼醸成や安心供与などの方策を提唱する議論が展開されるようになっている。例えば、James Steinberg and Michael E. O'Hanlon, *Strategic Reassurance and Restraint: U.S.-China Relations in the Twenty-First Century* (Princeton: Princeton University Press, 2014) (村井浩紀・平野登志雄訳『米中衝突を避けるために』日本経済新聞出版社、二〇一五年)、Barry R. Posen, *Restraint: A New Foundation for U.S. Grand Strategy* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2014)、Hugh White, *The China Choice: Why We should Share* (Oxford: Oxford University Press, 2013) (徳川家広訳『アメリカが中国を遠ざけ日…覇権国なきアジアの命運』(勁草書房、二〇一四年)などを参照。

(25) この文脈で、日本政府が与那国島に自衛隊の配備を進めようとしている点については本来は別途詳細な検討が必要である。端的にいえば、与那国島で自衛隊誘致に積極的な島民も、島内に自衛隊基地を設けることが島の安全を確保する上で、あるいは国全体の安全保障政策の上で不可欠である、と考えているわけではない。むしろ、自衛隊誘致の主眼は過疎化対策や経済対策にある。そう考えると自衛隊配備が支持を得てきた背景には、与那国町が推進しようとした台湾との交流の拡大による自立化の方策が国境の論理（より正確にいえば出入国を管理する国家公務員を常時駐在させるにたる出入国数があるわけではない）という国境管理の効率性の論理）によって実現を阻まれたという事情がある。

他方で、本土において離島防衛を唱える人々は、中国の海洋軍事力の強化を背景として、沖縄本島のみならず、石垣島や宮古島にも自衛隊を配備するための前段階として与那国への配備を進めたいと考えているようである。実際、離島防衛のために、与那国島さらには宮古島や石垣島などへの自衛隊の駐屯が行われるようになると、日本自らがこの地域における緊張激化を推進していると受けとめられる可能性がある。

(26) 遠藤誠治「東アジアの緊張緩和に向けて——民衆による安全保障政策の試み」『世界』（臨時増刊号八六八号・二〇二一〇九頁）。